宇多津町新型コロナウイルス関連融資利用応援給付金【申請受付要項】

令和２年１２月１４日

１ 給付金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により下記の対象融資を受けた町内事業者に対し、事業の継続を支援するため、宇多津町から給付金１０万円を交付します。

２ 対象者

　（１）下記①～④のいずれにも該当するもの

①融資を受けた時かつ本給付金申請時点において、町内に事業所を有し、法人町民税の申告がある法人または町内に住所を有する個人事業者。

②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次に掲げる融資を１００万円以上受けたもの。（令和２年２月１日以降に融資実行されたものに限る。）

（ア）セーフティネット保証（４号または５号）または危機関連保証付き融資

（イ）日本政策金融公庫が感染症対策として行う融資等

　　　　　・新型コロナウイルス感染症特別貸付

　　　　　・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

　　　　　・新型コロナウイルス対策衛経融資

　　　　　・衛生環境激変対策特別貸付

　　　　　・セーフティネット貸付

　　　　　・小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）

（ウ）商工組合中央金庫または日本政策投資銀行が行う危機対応融資

（エ）独立行政法人中小企業基盤整備機構が小規模企業共済制度の契約者に対して行う特例緊急経営安定貸付

　　　③今後も事業継続する意思がある者

　　　④町税等を滞納していない者

（２）下記のいずれにも該当しないこと。

* 1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77条）第２項第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
	2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
	3. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

３　支給額

　　１０万円（１事業者につき１回限り）

４ 申請に必要な書類

（１）宇多津町新型コロナウイルス関連融資利用応援給付金申請書兼請求書（所定の様式）

・手書きの場合は、全てペン又はボールペンで記載してください。（消えるボールペンは使用不可。）

（２）新型コロナウイルス感染症の影響を受けた融資に係る契約書等の写し及び融資実行されたことがわかる通帳等の写し

（３）給付金の振込口座の通帳等の写し

・口座名義は申請者が中小企業者の場合は当該法人、申請者が個人事業主の場合は当該個人に限ります。

・口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種類及び口座番号が記載されたものを提出してください。

５　申請方法

　新型コロナウイルス感染拡大防止のためできるだけ郵送による提出をお願いします。

　申請書の送付は下記郵送先へお願いいたします。

　　〒769-0292

　　香川県綾歌郡宇多津町１８８１番地

　　宇多津町役場まちづくり課

　　「宇多津町新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付係」

　＊大変恐れ入りますが、送料は申請者側でご負担をお願いします。

６　受付期間

　令和２年１２月１４日（月）から令和３年３月５日（金）まで

７ 支給の決定、通知等

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは給付金を、口座振替払いにより支給します。支給・不支給の結果は、文書により通知します。

８ その他

・提出書類が全て揃っていない場合など、確認の必要がある場合は改めて電話等で聞き取りをすることがあります。

・給付金交付後に、申請書類の内容に虚偽や不正が発覚した場合は、全額返還を求める場合があります。

問い合わせ先

宇多津町まちづくり課　0877-49-8009

宇多津町まちづくり課